保健所設置市保健所長 様

埼玉県保健医療部医療整備課長

医療現場における個人情報保護の徹底について(通知)

本県の保健医療行政の推進につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先般、県内の医療機関において、従事者の個人所有の機器を介した、個人情報の不適切な取扱い事案が発生しました。

医療機関における個人情報については、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添)等に基づき、適切に取り扱われることが求められているところです。

つきましては、貴市管内の医療機関に、下記の通知等に基づき、個人情報を取り扱 う従事者の適切な監督等について周知徹底をお願いいたします。

なお、一般社団法人埼玉県医師会会長及び一般社団法人埼玉県歯科医師会会長に対して会員への周知について別途通知したことを申し添えます。

記

○ 参考通知等について

- (1) <u>「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (通則編)」(平成28</u> 年11月(令和4年9月一部改正)個人情報保護委員会)
- (2) 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」 (平成29年4月14日付け個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1 号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・ 生活衛生局長・老健局長通知別添)
- (3) 「令和4年度の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について」 (令和4年5月27日付け医政発0527第11号厚生労働省医政局長通知) (一部 抜粋)
 - Ⅲ. 最近の医療機関における事件等に関連する事項について
 - シ. 医療機関における個人情報の適切な取扱い等について (前略) 個人情報の保護に関する法律により(中略)すべての分野に適用 される汎用的なガイドラインとして「個人情報の保護に関する法律につい

てのガイドライン (通則編) 」等が策定されており、また、特に医療分野 については「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」 (中略) が策定されたことから、医療機関においては、当該ガイドライン等に基づき個人情報が適切に取り扱われるよう徹底する。

特に、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年 法律第44号)及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関 する法律(令和3年法律第37号)による改正後の個人情報保護法第26条 第1項及び第2項の規定に基づき、個人情報取扱事業者は、サイバー攻撃 その他の要因により、個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を 害する恐れがある場合には個人情報保護委員会への報告及び本人への通 知を行うことが義務づけられたことに留意すること。

担 当:医療整備課医務担当

電 話:048-830-3539

E-Mail: a3530-03@pref.saitama.lg.jp